

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会
電波防護指針の在り方に関する検討作業班（第18回）

1 日時：令和8年6月16日（火）17:00～17:35

2 場所：Web会議開催（Cisco Webex）

3 出席者（敬称略）

平田主任、牛山主任代理、柿沼構成員、上村構成員、佐々木構成員、日景構成員、
増田構成員、松本構成員

【事務局】総務省：向井電波環境課長、川上課長補佐、花島専門職、小山官、清水官

4 議事

（1）開会

事務局から事務連絡が行われた。

（2）基地局等評価方法作業班の検討状況

事務局から、資料18-1に基づき、基地局等評価方法作業班の検討状況について説明が行われた。質疑応答は以下のとおり。

佐々木構成員：2点確認だが、1点目はスライド2の真ん中に、波源近傍（10cm以内）における局所吸収指針の適用が受けられない、波源近傍及びそれより遠い領域（～1m）における全身平均SARによる評価方法が規定されていない、という記載があり、1つ目の項目については、指針値自体は従来からあったが法制度までは落ちていなかった、10cm以内の電磁界強度指針も適用できる場合があると思うがそれを踏まえた上で評価方法がなかった、という理解でよいか。

事務局：御指摘のとおりであり、詳細まで書き切れていなかったが、電磁界強度指針については距離の指定はないので10cm以内においても評価はできるが、局所吸収指針の対象機器は、携帯電話端末等の小型の無線機という縛りがあり、基地局は局所吸収指針の適用が受けられず、局所吸収指針で評価することはできないということで、このよう

に記載させていただいた。

佐々木構成員：２点目は、スライド３の検討結果の１行目、波源から１ｍ以内において、SARの「測定」による評価を認めるということだが、SARというのは全身平均SARのことか。国際規格では局所SARも記載されているが。

事務局：局所SAR、全身平均SARの両方を意味している。局所吸収指針でも両方書き込まれているという認識。

佐々木構成員：局所SARと全身平均SARの両方を評価して適合性を確認するというプロセスを踏まれると理解した。

平田主任：事務局からは、生体というよりは、製品の規格に基づいて説明いただいたので、当作業班の生体影響の専門の方々には少々難しい部分もあるかもしれないが、IECの規格に即したものとすること、また、次の議題では電波防護指針にどのように反映させていくのかということの議論になる。日景構成員は両方の作業班に入られているが、補足等はあるか。

日景構成員：特段の補足はないが、基地局等評価方法作業班では、SARによる評価の導入に当たり、ファントムの形状など具体的な評価法について議論し、その結果としてこのような取りまとめになっているということを申し述べさせていただく。

平田主任：工学的見地からは、かなり御議論をいただいていたと理解。私も同作業班の一員であり、確認をさせていただいているが、詳細については工学的な観点から精査した上での提案という形になっている。

（３）電波防護指針の改定

事務局から、資料18-2に基づき、電波防護指針の改定について説明が行われた。質疑応答は以下のとおり。

佐々木構成員：コメントだが、資料18-2-2の電波防護指針の改定案の21ページ目、今回の修正箇所の少し下に「電磁界強度指針、補助指針又は局所吸収指針のいずれか１つを満たせば基礎指針を満たしていると判断できる」とあり、いずれかを満たせばおおもとである基礎指針を満たしていると判断できるという記載になっている。電磁界強度指針、補助指針を評価上で満足していなくても、局所吸収指針を満たしていれば、基礎指針を満たしていると判断できるということは、電波防護指針の構成上の重要なポイントだと

認識しており、報告書等でまとめるときには付記いただければと思う。

増田構成員：今回の検討の背景について確認だが、今までは近接が想定される携帯電話基地局等が想定されておらず、今後増えていくであろうことから検討する、これまでの指針の中にはそれが含まれていなかったのが新たに加えようとしている、という解釈でよいのか。

また、今後増えていくであろう基地局「等」というのは、先ほどの説明では地球局などの説明があったが、それ以外にも何か想定されているものはあるか。

事務局：1点目については御意見のとおりで、5G基地局では、ポイントポイントで細かいエリアをカバーするために出力が小さめのものを柔軟に設置することなどが増えていくものと考えている。しかしながら、電波防護指針はかなり前に作られたものであり、ICNIRPガイドラインの改定等に合わせて改定してきてはいるが、このような基地局の評価方法に関してはまだカバーしきれていなかった面があるかと思う。基地局の適合性評価方法は、IECという国際機関で議論されており、同機関による国際規格に基づいて今回の改定を行い、そのような基地局の評価方法にも対応できるようにしたいという考えである。

また、2点目の対象機器についてだが、先ほど申し上げたように、携帯電話の陸上移動中継局や中継用の地球局を想定しており、他に現時点で想定しているものはないが、実際に制度に落とし込む段階であらためて精査し、足りないものがあればそれも対象に含めるようにしたい。いずれにしても、人が近づく可能性があるものということで、陸上移動中継局などと同じような性質のものがあれば盛り込むようにしたいと考えている。

平田主任：補足だが、議題1の基地局評価については先ほども述べたように、IECの検討が先導しているという形で進めている。議題2の電波防護指針の改定については、本作業班で議論するものであるが、対象に基地局も含めるということをICNIRPの国際ガイドラインに照らし合わせてみると、実はICNIRPのほうでは、いかなる波源についても対象としている。総務省は基本的には無線通信を主として管轄しているが、ICNIRPでは例えば労働者など、かなり特殊な環境についても適用できるということなので、無線通信の利用の拡大を考慮すると、今回の改定はとても自然な流れかと考えている。また、ICNIRPガイドラインでは、局所SAR・全身平均SARの指針値について、1998年は局所ばく露と全身ばく露という形であったが、それらが同時に満たされるという表記に変わっている。明言はされていないが、昨今、電波利用が多角化しているために、何が局所的なばく

露であって、何が全身ばく露なのかという定義がとても難しくなっていると考えている。そうした観点から見ると、今回改定する事項については、ICNIRPに完全に合致するというわけではないが、非常に近づく方向で、現在の電波利用に合わせた形の改定案だと認識している。

他に特に意見等はないので、改定案としてお認めいただいたということで進めさせていただく。

(4) その他

事務局から、次回作業班については6月下旬又は7月上旬を目途に開催する予定であるが、主任・主任代理とも相談した上でメール開催とさせていただく可能性があること、次回作業班では報告（案）を固め、その後に電波利用環境委員会に付議する予定である旨の説明が行われた。

また、平田主任から、今回の改定案の内容に基づき、事務局で報告案を作成し、諮らせていただくこと、また、次回作業班については、場合によってはメール開催にさせていただく旨の説明が行われた。

以上